

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 23 号	平成 25 年 8 月 2 日	伊予市役所	産業建設部 商工観光課
題 目 (テーマ) : 伊予市の商店で使える商品券について			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>もう 20 年も前になろうかと思うのですが、松山市へお葬式に行き挨拶状等と一緒にもらう時に、いつもはお茶の葉だったりハンカチだったりしますが、その時は松山市で使える商品券をいただきました。喪主さんが松山市役所勤務の人でした。葬儀社の関係もあって今では無理なのでしょうか。贈答用にも使ったらいいと思います。</p>			
回 答 内 容			
<p>ご提言、誠にありがとうございます。</p> <p>「伊予市の商店で使える商品券について」のご意見をいただきました。</p> <p>現在、伊予市においては 2 団体が共通商品券を発行しており、旧伊予地域では、伊予市商業協同組合（089-946-7245）が、登録加盟店でのみ利用できる「伊予市共通商品券」を発行し、中山・双海地域においては、双海中山商工会（089-967-0197）が、同様の「双海中山商工会割引商品券」を発行しております。</p> <p>それぞれ詳しくは、発行団体までお問い合わせください。</p> <p>現在のところ、組織体制や運営状況が異なるために 1 本化は難しい点があるようです。</p> <p>お尋ねの主旨であります、冠婚葬祭等の贈答へのご利用は当然のこととして、個人個人のお考えでなさっていただく訳でありますので、市といたしましては、現在のところ積極的な PR 等は考えておりませんのでご理解をお願いします。</p>			